

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

- 東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（都市整備局市街地建築部調整課）…一
- 訓令
- 東京都建築監視員の権限に関する規程の一部改正……………（同）…一
- 告示
- 宅地建物取引業法による行政処分……………（都市整備局住宅政策推進部不動産課）…二
- 建築基準法による一団地の区域……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…二
- 建築基準法による道路位置の指定……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…二
- 告示
- 下水を排除及び処理すべき区域等……………（同）…二
- 公告
- 特定非営利活動法人の認定……………（生活文化局都民生活部管理法人課）…二
- 市街地再開発組合の理事長の就任（二件）……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…三
- 開発行為に関する工事完了（二件）……………（同）…三
- ……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…三
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（同）…四

## 規則

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年一月二十一日

東京都知事 小池 百合子

### ●東京都規則第五号

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（昭和五十三年東京都規則第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第八号中「第四条第三項」の下に「、第五条第三項」を加える。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 訓令

### ●東京都訓令第一号

都 市 整 備 局  
建 築 指 導 事 務 所

東京都建築監視員の権限に関する規程（昭和四十六年東京都訓令甲第百四十七号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年一月二十一日

東京都知事 小池 百合子

「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

附 則

この訓令は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

告示

●東京都告示第五十五号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年一月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 被処分者

(一) 商号 東京土地建物株式会社

(二) 代表者氏名 代表取締役 河本 陽介

(三) 主たる事務所の所在地 中央区日本橋本町四丁目十四番二号

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第一〇二〇二七号

(五) 免許年月日 平成三十年五月十八日

二 処分年月日 平成三十一年一月十日

三 処分内容 業務の全部の停止七日間(平成三十一年一月二十五日から同月三十一日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第二号

●東京都告示第五十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十一年一月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

豊島区目白一丁目十二番一の一部、平成三十一年一月八日

同番七、同番八、同番十七、同番二十、千五十七番一の一部、同番十八、同番二十から同番二十二まで、同番二十五の一部、同番二十六から同番三十二まで、千二百三十二番二、千二百三十三番及び同番三

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第五十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年一月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路  
平成三十年十二月二十七日  
小平市小川町二丁目千二百二十九番十二の一部  
延長 一二・〇一  
幅員 四・〇〇

告示(下水)

●東京都下水道局告示第一号

下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水(雨水を除く。)を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。なお、図面は、南部下水道事務所内において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月二十一日

東京都下水道局長 小山哲司

一 供用及び処理開始年月日 平成三十一年一月二十九日

二 下水(雨水を除く。)を排除及び処理すべき区域 別表のとおり

三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先

四 分流式又は合流式の別 分流式

五 終末処理場の位置及び名称 大田区大森南五丁目二番二十五号 森ヶ崎水再生センター

別表	区名	町名	街区符号又は地番
	世田谷区	喜多見五丁目	九番

全部告示区域

公告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三

号) 第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成三十一年一月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人日本沙漠緑化実践協会

二 代表者の氏名

藤田 佳久

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区外神田五丁目五番五号 沼田ビル二階

四 認定の有効期間

平成三十年十二月二十日から平成三十五年十二月十九日まで

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八

条第一項の規定により戸越五丁目19番地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成三十一年一月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

清水 彰一

二 住所

品川区戸越五丁目十九番三号

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八  
条第一項の規定により日本橋一丁目中地区市街地再開発組

合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成三十一年一月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

近藤 昌義

二 住所

中央区日本橋一丁目八番二号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十一年一月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

羽村市五ノ神三丁目六番十三

株式会社西武住販

代表取締役 根岸 美雪

青梅市梅郷二丁目百六十番一、東大和市上北台一丁目四番

同番一、百六十一番五、地の十七

百六十二番二、百六十三番二、株式会社クライスコーポレ

百六十四番一及び百六十八番一

代表取締役 丸身 忠

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十四条の二

第一項の規定に基づく協議が成立した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十一年一月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

協議が成立した者の住所及び氏名

東久留米市上の原一丁目三百 新宿区西新宿六丁目五番一

三十三番二、同番三十一及び 号(東日本賃貸住宅本部)

上の原二丁目三百三十三番十 独立行政法人都市再生機構

七 代理人 吉田 滋

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十一年一月二十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成三十一年一月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称) 日本橋室町三丁目地区第

<p>二 店舗所在地 一種市街地再開発事業A地区 中央区日本橋室町三丁目十番地</p> <p>三 設置者名 日本橋室町三丁目地区市街地再開 発組合</p> <p>四 設置者住所 中央区日本橋室町一丁目八番三号 未定</p> <p>五 小売業を行う者の 氏名又は名称 未定</p> <p>六 新設をする日 平成三十一年八月十九日</p> <p>七 店舗面積の合計 五千六百七十二平方メートル</p> <p>八 駐車場の位置及び 収容台数 店舗内 四十八台</p> <p>九 駐輪場の位置及び 収容台数 店舗内 十台</p> <p>十 荷さばき施設の位 置及び面積 店舗内 二百八平方メートル</p> <p>十一 廃棄物等の保管 施設の位置及び 容量 店舗内 三十一・五八立方メート ル</p> <p>十二 小売業を行う者 の開店時刻 午前七時。ただし、一部店舗のみ 二十四時間営業</p> <p>十三 小売業を行う者 の開店時刻 午後十一時。ただし、一部店舗の み二十四時間営業</p> <p>十四 来客が駐車場を 利用することが できる時間帯 二十四時間</p> <p>十五 駐車場の自動車 の出入口の数及 び位置 二か所 店舗西側</p> <p>十六 荷さばき施設に おいて荷さばき を行うことがで きる時間帯 二十四時間</p> <p>十七 届出日 平成三十年十二月十八日</p>	<p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p> <p>十九 縦覧期間 平成三十一年一月二十一日から同 年五月二十一日まで。ただし、東 京都の休日に関する条例(平成元 年東京都条例第十号)に定める休 日を除く。 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p> <p>二十 縦覧時間 午後九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 渋谷スクランブルスクエア</p> <p>二 店舗所在地 渋谷区渋谷二丁目二十四番十二号</p> <p>三 設置者名 東京急行電鉄株式会社ほか二名</p> <p>四 設置者住所 渋谷区南平台町五番六号ほか 未定</p> <p>五 小売業を行う者の 氏名又は名称 未定</p> <p>六 新設をする日 平成三十一年九月一日</p> <p>七 店舗面積の合計 二万五千平方メートル</p> <p>八 駐車場の位置及び 収容台数 隔地 二百八台</p> <p>九 駐輪場の位置及び 収容台数 なし</p> <p>十 荷さばき施設の位 置及び面積 店舗内 五百二十七平方メートル</p> <p>十一 廃棄物等の保管 施設の位置及び 容量 店舗内 六十一・五四立方メート ル</p> <p>十二 小売業を行う者 の開店時刻 午前七時ほか。ただし、一部店舗 のみ二十四時間営業</p> <p>十三 小売業を行う者 の開店時刻 午後十一時ほか。ただし、一部店 舗のみ二十四時間営業</p>	<p>十四 来客が駐車場を 利用することが できる時間帯 十分まで</p> <p>十五 駐車場の自動車 の出入口の数及 び位置 四か所 隔地</p> <p>十六 荷さばき施設に おいて荷さばき を行うことがで きる時間帯 午前四時三十分から午後十時三十 分まで</p> <p>十七 届出日 平成三十年十二月十九日</p> <p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p> <p>十九 縦覧期間 平成三十一年一月二十一日から同 年五月二十一日まで。ただし、東 京都の休日に関する条例(平成元 年東京都条例第十号)に定める休 日を除く。</p> <p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下 「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店 舗の変更について届出があったので、同条第三項において 準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、 その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体 にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に</p>
--	--	---	---	---

<p>あつては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十一年一月二十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p> <p>平成三十一年一月二十一日</p>	<p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十七 縦覧期間 平成三十一年一月二十一日から同年五月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十三 変更前の小売業者の代表者名 中原 健治</p> <p>十四 変更後の小売業者の代表者名 南 和彦</p> <p>十五 変更日 平成三十年四月一日ほか</p> <p>十六 届出日 平成三十年十二月二十日</p>
<p>一 店舗名 アトレ品川</p> <p>二 店舗所在地 港区港南二丁目十八番一号</p> <p>三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社</p> <p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 富田 哲郎</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 深澤 祐二</p> <p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ウエルカムほか十三名</p> <p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ウエルカムほか十三名</p> <p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社パル</p> <p>十 変更前の小売業者の住所 渋谷区神宮前六丁目十二番二十二号</p> <p>十一 変更後の小売業者の住所 大阪府大阪市中央区道修町三丁目六番一号</p> <p>十二 変更前の小売業者の代表者名 井上 隆太</p> <p>十三 変更後の小売業者の代表者名 松尾 勇</p> <p>十四 変更日 平成三十年五月三十一日ほか</p> <p>十五 届出日 平成三十年十二月二十日</p>	<p>十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>一 店舗名 アトレ上野</p> <p>二 店舗所在地 台東区上野七丁目一番一号</p> <p>三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名</p> <p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか</p> <p>五 変更を行った設置者名 東日本旅客鉄道株式会社</p> <p>六 変更前の設置者の代表者名 富田 哲郎</p> <p>七 変更後の設置者の代表者名 深澤 祐二</p> <p>八 変更前の小売業者の氏名又は名称 川辺株式会社ほか十三名</p> <p>九 変更後の小売業者の氏名又は名称 川辺株式会社ほか十三名</p> <p>十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社アンデルセン</p> <p>十一 変更前の小売業者の住所 広島県広島市中区鶴見町二丁目十九番地ルーテル平和大通りビル</p> <p>十二 変更後の小売業者の住所 広島県広島市中区本通七番一号</p>	<p>十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十八 縦覧期間 平成三十一年一月二十一日から同年五月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001